

第百四十二回国参議院財政・金融委員会會議録第八号

(1011)

平成十年三月十九日(木曜日)

正午開会

委員の異動

三月十三日

辞任

吉川 芳男君
菅野 茂君
大森 礼子君

補欠選任

林 芳正君
峰崎 直樹君
牛嶋 正君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石川 弘君

委員

岡 利定君
河本 英典君
榎崎 泰昌君
久保 巨君
益田 洋介君
大河原太一郎君
片山虎之助君
金田 勝年君
林 芳正君
松浦 孝治君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
牛嶋 正君
志吉 裕君
三重野栄子君
笠井 亮君
星野 朋市君
菅川 健二君
自見庄三郎君

政府委員

郵政大臣官房総務審議官 濱田 弘二君
郵政省貯金局長 安岡 裕幸君
郵政省簡易保険局長 金澤 薫君
常任委員会専門員 小林 正二君

本日の会議に付した案件

- 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案(内閣提出)
- 郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(石川弘君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十三日、大森礼子君、菅野茂君及び吉川芳男君が委員を辞任され、その補欠として牛嶋正君、峰崎直樹君及び林芳正君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案、郵便振替法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。自見郵政大臣。

○国務大臣(自見庄三郎君) 郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案、郵便振替法の一部

部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、以上四件につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者に対するサービスの向上を図るため、貯金証書に写真を複写する取り扱いその他の特別な取り扱いを行い、当該取り扱いに係る手数料の徴収等を行うことができ、ることとする。ことに、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大すること等を行うものとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、郵政省が預金者に交付する貯金証書に預金者があらかじめ提出する写真を複写する取り扱いその他の特別な取り扱いを行い、当該取り扱いに係る手数料を徴収することができる。こととする。ことに、特別な取り扱いの実施に伴い、納付された手数料の還付に関する規定を整備することとしております。

第二に、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行または信託会社へ信託できる。こととする。ことに、同資金を先物外国為替に運用する場合における証券会社に取り扱を委託しなければならない。との条件を撤廃することとしております。

なお、この法律の施行期日は、郵便貯金における特別な取り扱いの実施及び当該取り扱いに係る手数料の徴収等に関する規定については平成十一年一月四日から、郵便貯金特別会計の金融自由化

対策資金の運用の範囲に関する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める。こととする。

次に、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵政大臣が郵便貯金等の業務に係る金銭の受け入れまたは払い渡し等の事務を銀行、信託会社、保険会社等の金融機関に委託して行わせるとともに、郵政官署においてこれらの金融機関から委託を受けて預金等の業務に係る金銭の受け入れまたは払い渡し等の事務を行うことにより、預金者等の利便の増進を図るものとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、郵政大臣は、郵便局の自動預払機等で取り扱う郵便貯金または貸し付けの業務に係る金銭の受け入れまたは払い渡し等の事務を金融機関に委託して行わせることができる。こととしております。

第二に、事務を委託された金融機関において当該事務に係る役務の提供を受けようとする者は、郵政省令で定める額の手数料を、郵政省令で定めるところにより、国に納付しなければならない。こととしております。

第三に、郵政大臣は、金融機関から自動預払機等で取り扱う預金、貸し付け、信託、保険その他の金融機関の業務で郵政省令で定めるものに係る金銭の受け入れまたは払い渡し等に関する事務の委託を受けることができる。こととし、郵便局において委託された事務に係る金銭の受け入れまたは払い渡しその他の役務の提供を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、当該役務の提供の申し込みをすることとしております。

なお、この法律の施行期日は公布の日から起算

して九月を超えない範囲内において政令で定める日からしてあります。

次に、郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、がん、結核、小児麻痺その他特殊な疾病の学術的研究、治療または予防の事業を行う法人または団体に対する寄附金の送金に係る料金を免除することとすることとするとともに、払い出し証書一枚当たりの金額の制限を引き上げることとする等を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、寄附金の送金に係る料金を免除する法人または団体に、がん、結核、小児麻痺その他特殊な疾病の学術的研究、治療または予防の事業及び地球環境の保全を図るための事業を行う法人または団体を加えることとしてあります。

第二に、特殊取り扱い等として、払込人または口座を特定するために必要な事項を電磁的方式によって記録したカードを発行する等の取り扱いができることとしてあります。

第三に、郵便振替の払い出しにおいて、加入者が払い出し証書の交付を受け、受取人に送付することができるとしてあります。

第四に、払い出し証書の一枚当たりの金額の制限を千五百万円とすることとしてあります。

第五に、支払い通知書の一枚当たりの金額の制限を三十万円とすることとしてあります。

なお、この法律の施行期日は、寄附金の送金に係る料金免除に関する規定については公布の日から、特殊取り扱い等に関する規定及び加入者に払い出し証書を交付する取り扱いに関する規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、払い出し証書及び支払い通知書の一枚当たりの制限金額の引き上げに関する規定については公布の日から起算して一月を経過した日からといたしてあります。

最後に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、簡易生命保険の積立金を先物外国為替に運用する場合における証券会社委託してしなければならないなどの条件を撤廃するものであります。

なお、この法律の施行期日は公布の日からといたしてあります。

以上がこれら四法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(石川弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案

一、郵便振替法の一部を改正する法律案

一、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二章第三十一条の二を第三十一条の四とし、第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二(特別な取扱及びその手数料)

郵政省は、省令で定めるところにより、次に掲げる取扱いをする事ができる。

一 貯金証書その他の郵政省が預金者に交付する物にあらかじめ預金者が提出する写真その他の図画を複写する取扱

二 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱

前項の規定による取扱については、預金者は、当該取扱に要する費用を勘案して省令で定める額の手数料を、省令で定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一条の三(手数料の還付) 前条第二項の規定により納付された手数料は、次に掲げるものに限り、これを納付した預金者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の手数料

二 郵便貯金に関する業務に従事する者の過失によつて前条第一項各号に掲げる取扱の全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便貯金に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱の手数料の額又はその範囲内において省令で定める額

前項の請求は、その手数料を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第六十八條の三第一項第十六号中「以下この条において同じ。」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 前号に規定する債券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託で、当該債券を金融機関その他同号の政令で定める法人に対する貸付けの方法によつてのみ運用する旨の契約があるもの

第六十八條の三第六項を削る。

附 則

この法律は、平成十一年一月四日から施行する。

る。ただし、第六十八條の三の改正規定は、公布の日から施行する。

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、郵政大臣が郵便貯金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を金融機関に委託して行わせることと、郵政官署において金融機関から委託を受けて預金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を行うこととによつて、預金者等の利便の増進を図ることを目的とする。

(事務の委託)

第二条 郵政大臣は、現金自動預払機又は現金自動支払機(以下「自動預払機等」という。)で取り扱う郵便貯金又は貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払渡しに関する事務及びこれらに付随する事務であつて郵政省令で定めるもの(以下「郵便貯金受払事務」という。)の一部を銀行、信託会社、保険会社その他の金融業を営む者であつて郵政省令で定めるもの(以下「金融機関」という。)に委託することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により郵便貯金受払事務の一部を委託したときは、遅滞なく、当該委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の名称その他郵便貯金受払事務の委託に關し必要な事項を公示しなければならない。

(手数料)

第三条 受託金融機関において前条第一項の規定により委託された郵便貯金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡しその他の役務の提供を受けようとする者は、郵便貯金受払事務の委託に要する費用及び預金者の利便を勘案するとともに金融機関の同種の手数料にも配慮して郵政省令で定める額の手数料を、郵政省令で定めるところにより、国に納付しなければならない。

(事務の受託)

第四條 郵政大臣は、金融機関から、自動預払機等で取り扱う預金、貸付け、信託、保険その他の金融機関の業務で郵政省令で定めるものに係る金銭の受入れ又は払渡しに関する事務及びこれらに付随する事務であつて郵政省令で定めるもの(以下「金融機関預金受払事務」という。)の一部の委託を受けることができる。

2 郵便局において前項の規定により委託された金融機関預金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡しその他の役務の提供を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、当該役務の提供の申込みをするものとする。

3 郵政大臣は、第一項の規定により金融機関預金受払事務の一部の委託を受けたときは、遅滞なく、当該委託をした金融機関の名称その他金融機関預金受払事務に關し必要な事項を公示しなければならない。

(利用の制限及び業務の停止)

第五條 郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、金融機関預金受払事務について利用を制限し、又は停止することができる。

(省令への委任)

第六條 この法律に規定するもののほか、郵便貯金受払事務及び金融機関預金受払事務に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二條 郵便法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「買取り」の下に、「郵政省が郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受

第五部 財政・金融委員会會議録第八号 平成十年三月十九日【参議院】

託に関する法律(平成十年法律第 号)第四

条第一項の規定により同法第二十一条の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務を加える。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第三條 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号イ中「並びに本邦通貨と」を「本邦通貨と」に改め、「買取りに関する業務」の下に「並びに郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第 号)第四條第一項の規定により同法第二條第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「買取りに関する事務」の下に、「郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第 号)第四條第一項の規定により同法第二條第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務」を加える。

(簡易郵便法の一部改正)

第五條 簡易郵便法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六條中「支払に関する郵政窓口事務」の下に「郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第 号)第四條第一項の規定により同法第二條第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する郵政窓口事務」を加える。

第十條第一項中「及び国民年金法を」と、「国民年金法」に改め、「法律第百四十一号」の下に「及び郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第六條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百

四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第 号)

第四條第一項の規定により同法第二條第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務

第四條中第三十二号の二を第三十二号の三とし、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律第四條第一項の規定により同法第二條第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務を処理すること。

郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條の二」を「第二十三條の三」に改める。

第二十三條の見出し中「等」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

第一章中第二十三條の二を第二十三條の三とし、第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二(寄附金の送金のための払込み及び振替の料金の免除) 郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合には、省令で定めるところにより、地方公共団体、共同募金会、共同募金会連合会その他省令で定める法人又は団体の口座(当該法人又は団体の申請により郵政大臣が指定するものに限る。次項において同じ。)に對してする当該災害の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができ。

郵政大臣は、省令で定めるところにより、次に掲げる事業を行う法人又は団体であつて省令で定めるものの口座に對してする当該事業の実施に必要な費用に充ててその目的とする寄附

金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができ。

一 社会福祉の増進を目的とする事業

二 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

三 地球環境の保全を図るために行う事業

第三十一條の見出しを「(特殊取扱等)」に改め、同條第一項中「場合」を「と」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 前三号に掲げる取扱に準ずるもの

第三十一條第二項中「前項を」第一項の規定による特殊取扱及び前項に、「特殊取扱料」を「料金」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

郵政省は、前項に規定するもののほか、省令で定めるところにより、郵便振替の利用に密接に關連する役務でその利用上の便益を高めるものを提供する取扱であつて次に掲げるものを実施することができる。

一 払込人又は払込金若しくは振替金を受け入れる口座若しくは預り金を払い出す口座を特定するために必要な事項を電磁的方式によつて記録したカードを発行する取扱

二 口座の名称その他の口座への受入れに關する事項を払込書の用紙に表示する取扱

三 前三号に掲げる取扱に準ずるもの

第三十八條第二項第一号中「払出金額」の下に「及び受取人」を加え、「これを」を「これを」に改め、「送達」の下に「、又は加入者に交付し」を加える。

第三十八條の二第一項中「第三号に掲げる方法」の下に「(同項第一号に掲げる方法については、郵政省において払出証書を送達する場合に係るものに限る。)」を加える。

第三十九條中「百万円(業務の遂行上支障がない場合にあつては、五百万円)」を「千五百万円」に改める。

第五十條の四中「十万円」を「三十万円」に改め

三

る。

第六十二條に次のただし書を加える。

ただし、省令で定めるところにより、当該口座に係る地方公共団体の申出があるときは、当該払込み又は振替の料金(地方税又は電気事業、ガス事業若しくは水道事業の料金その他省令で定める料金の納付のための払込み又は振替の料金を除く)は、払込人から、又は預り金を払い出す口座の預り金から控除して、これを徴収する。

附 則

この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定、第二十三條の改正規定、第二十三條の二を第二十三條の三とし、第二十三條の次に一條を加える改正規定及び第六十二條の改正規定 公布の日
- 二 第三十九條及び第五十條の四の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 三 第三十一條、第三十八條第二項第一号及び第三十八條の二第一項の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二十三号中「以下この条において同じ。」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(資金運用部資金法の一部改正)

2 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)

の一部を次のように改正する。
附則第十二項中「第三條第八項を」第三條第七項に改める。